

平成 19 年第 5 回防府市議会定例会会議録（その 5）

平成 19 年 12 月 21 日（金曜日）

議事日程

平成 19 年 12 月 21 日（金曜日） 午前 10 時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 1 号 防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 4 議案第 87 号 防府市選挙公報の発行に関する条例の制定について
（総務委員会委員長報告）
- 5 議案第 88 号 防府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について
（総務委員会委員長報告）
- 6 議案第 90 号 防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例の制定について
（教育民生委員会委員長報告）
- 7 議案第 97 号 防府市都市公園設置及び管理条例中改正について
（建設委員会委員長報告）
- 8 議案第 98 号 平成 19 年度防府市一般会計補正予算（第 4 号）
（各常任委員会委員長報告）
- 9 議案第 99 号 平成 19 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 100 号 平成 19 年度防府市と場事業特別会計補正予算（第 1 号）
（以上教育民生委員会委員長報告）
- 議案第 101 号 平成 19 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
（建設委員会委員長報告）
- 10 議案第 102 号 平成 19 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（建設委員会委員長報告）
- 11 選任第 6 号 防府市監査委員の選任について
- 12 選任第 7 号 防府市監査委員の選任について
- 13 議案第 103 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少

及び規約の変更について

- 議案第 104号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について
- 14 議案第 105号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 議案第 106号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 15 議案第 107号 防府市監査委員に関する条例中改正について
- 16 意見書第 2号 地域の入院医療を守り、安心して暮らせるための医療、介護、福祉施策の充実を求める意見書について
- 17 意見書第 3号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
- 18 意見書第 4号 森林・林業・木材産業施策の推進を求める意見書について
- 19 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（28名）

1番	原田洋介君	2番	藤本和久君
3番	山根祐二君	4番	斉藤旭君
5番	横田和雄君	6番	弘中正俊君
7番	木村一彦君	8番	重川恭年君
9番	松村学君	10番	伊藤央君
11番	河杉憲二君	12番	大村崇治君
14番	山本久江君	15番	平田豊民君
17番	藤野文彦君	18番	高砂朋子君
19番	安藤二郎君	20番	今津誠一君
21番	河村龍夫君	22番	久保玄爾君
23番	山下和明君	24番	馬野昭彦君
25番	深田慎治君	26番	山田如仙君
27番	中司実君	28番	田中健次君
29番	佐鹿博敏君	30番	行重延昭君

欠席議員（１名）

１３番 三原昭治君

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部 部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君	監査委員 事務局長	山根憲二君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前１０時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、三原議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。１４番、山本議員、１５番、平田議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） この際、中村水道事業管理者より、発言の一部を取り消したい旨の申し出がありましたので発言を許します。水道事業管理者。

水道事業管理者（中村 隆君） 去る１２月１２日の藤野議員の質問におけます答弁

におきまして、お手元の申し出書のとおり、一部の取り消しをさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。ただいま中村水道事業管理者より、12月12日の本会議における藤野議員の一般質問に対する発言について、その一部を取り消したい旨の申し出がございました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、中村水道事業管理者からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時 3分 休憩

午前10時 5分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

選挙第1号防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

議長（行重 延昭君） 選挙第1号を議題といたします。これより防府市選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

本件については、過ぐる3日の本会議で御承認をいただき、選考委員会による選考会が18日に開催され、それぞれ御指名いただきましたので、御報告申し上げます。

お手元に配付しておりますとおり、防府市選挙管理委員会の委員として林伸彦氏、福田満氏、松田トミ氏、村上太郎氏の4氏、同補充員として福田勝正氏、市川澄毅氏、眞鍋強氏、先村健二氏の4氏、以上の方々をそれぞれ御指名いただきました。

お諮りいたします。防府市選挙管理委員会の委員及び補充員については、ただいま御報告申し上げました、御指名いただいております方々をもって、それぞれ当選人と定めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、防府市選挙管理委員会の委員には林伸彦氏、福田満氏、松田トミ氏、村上太郎氏の4氏が、同補充員には福田勝正氏、市川澄毅氏、眞鍋強氏、先村健二氏の4氏がそれぞれ当選をされました。

議案第87号防府市選挙公報の発行に関する条例の制定について

(総務委員会委員長報告)

議長(行重 延昭君) 議案第87号を議題といたします。本案については、総務委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

9番(松村 学君) ただいま議題となっております、議案第87号防府市選挙公報の発行に関する条例の制定について、去る12月14日に、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

衆議院議員、参議院議員及び都道府県の知事の選挙においては、公職選挙法で、選挙公報の発行が義務づけられていますが、都道府県の議員、市町村の議員及び市町村長の選挙における選挙公報の発行については、条例で定めることとなっております。

本案は、市議会議員と市長の選挙において、選挙公報を発行するため、上程されたものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(行重 延昭君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第87号については、原案のとおり可決されました。

議案第88号防府市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について

(総務委員会委員長報告)

議長(行重 延昭君) 議案第88号を議題といたします。本案については、総務委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

9番(松村 学君) ただいま議題となっております、議案第88号防府市長の選挙

における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定について、去る12月14日に、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部が改正され、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動用のビラを頒布すること、及び当該ビラの作成費用について、条例の定めるところにより、公費負担することができることとされました。

本案は、法改正の趣旨を踏まえ、市長選挙における選挙運動用のビラの作成に要する費用について、国政選挙に準じ、公費負担するため、上程されたものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第88号については、原案のとおり可決されました。

議案第90号防府市文化財郷土資料館設置及び管理条例の制定について

（教育民生委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第90号を議題といたします。本案については、教育民生委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

21番（河村 龍夫君） さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第90号につきましては、去る12月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、旧図書館を改修し、来春のオープンを目指しております防府市文化財郷土資料館の適正な管理と運営を図るための条例を制定するものでございます。

審査の過程において、主な質疑につきましては、「本来なら目的を達成するための資産である事業についての条文がないのはなぜか」、また、「展示への出品に対する損害賠償

についての条文を置かなくてもよいのか」との質疑に対し、「教育的施設であれば、事業に関する条文を定めることとなりますが、この文化財郷土資料館につきましては、設置及び管理に関することのみを定めるものであります」、また「損害賠償等の細部につきましては、規則において別に定めたいと考えております」との答弁がありました。

また、「条文全体が市長の権限として規定してあるが、緊急の場合に教育委員会が対応できるのか」との質疑に対し、「市長の権限につきましては、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規定が別にございますので、その中で教育委員会に権限をゆだねることを定めることとなりますので、教育委員会で対応できるようになります」との答弁がございました。

また、「講座室の貸し出しはどうなるのか」との質疑に対し、「貸し出しにつきましては規則で定める予定でございますが、市民が利用しやすいものにしたいと考えております」との答弁がございました。これに対して、「規則を考えていく中で、多くの市民が利用できるように体制をつくってほしい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第90号については、原案のとおり可決されました。

議案第97号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について

（建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第97号を議題といたします。本案については、建設委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

26番（山田 如仙君） ただいま議題となっております議案第97号防府市都市公園

設置及び管理条例中改正につきまして、去る12月17日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

本案は、向島運動公園の多目的広場に防球ネットの設置、グラウンドの整地等を行い、運動公園としての機能を強化することに伴い、平成20年度からの使用料の額を改定しようとするものです。

主な改正の内容につきましては、防府スポーツセンターの運動広場の使用料等を勘案し、ソフトボールで利用される場合の使用料の額を改定するとともに、野球で利用される場合の使用料の額を新たに設定するため、所要の条文整備を行うものでございます。

審査の過程におきまして、「近年、さまざまな使用料の増額が見られるが、この時期に向島運動公園の使用料を増額する理由は何か」との質疑に対し、「スポーツセンターの運動広場が新体育館の建設により使用できなくなることに伴い、向島運動公園を代替施設として使用していただくための整備を進めており、その費用負担をお願いするものでございます」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、委員長報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第97号については、原案のとおり可決されました。

議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算（第4号）

（各常任委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。本案については、各常任委員会に付託されておりましたので、まず、総務委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

9番（松村 学君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました、

議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算(第4号)中、総務委員会所管事項について、去る12月14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正予算中、総務委員会所管事項の主な内容といたしまして、歳入では、本年度の交付額の決定に伴い、地方特例交付金を減額補正し、国・県支出金において、消防防災施設整備費補助金が採択されなかったことに伴う減額補正、及び県議会議員選挙費委託金の精算に伴う減額補正を計上しています。

また、市債では、高規格救急自動車の購入に当たり、国庫補助事業から起債事業に組み替えたことに伴う発行可能額の補正を計上しています。

歳出では、行政改革委員会及び市民参画懇話会の開催回数の増に伴う経費及び地域協働支援センターの光熱水費を増額補正し、選挙費では、県議会議員一般選挙に係る経費の精算に伴う補正を計上しています。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) 次に、教育民生委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

(教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇)

21番(河村 龍夫君) さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算(第4号)中、教育民生委員会所管事項につきまして、去る12月17日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものといたしまして、歳入につきましては、国・県支出金の補助事業等の補正のほか、寄附金が計上されているものでございます。

次に、歳出につきまして、まず民生費では、児童福祉費において、支給対象者の増加に伴う児童手当の増額補正や、児童扶養手当の支給額の増加に伴う補正及び、平成18年度事業費の確定に伴う県返還金等が計上されているものでございます。

生活保護費においては、平成18年度事業費の確定に伴う国返還金が計上されているものでございます。

次に、衛生費につきましては、保健衛生費において、公衆浴場経営合理化事業費補助金等が計上されているものでございます。

次に、教育費につきましては、小学校費において、大道小学校屋内運動場増改築事業に伴う建築確認申請手数料が計上されているものでございます。

中学校費において、指定寄附金を図書購入に充てる経費が計上されているものでございます。

社会教育費において、図書館の光熱水費の増額が計上されているものでございます。

保健体育費において、小学校給食調理等業務委託業者選定委員会の委員謝礼が計上されているものでございます。

また、債務負担行為につきましては、防府市クリーンセンターの整備事業及び運営事業、大道小学校屋内運動場解体事業、小学校給食調理等業務委託事業について債務負担行為の追加が計上されているものでございます。

審査の過程における主な質疑につきましては、「小学校給食調理等業務委託のスケジュールはどうなっているのか」との質疑に対して、「毎月14日に、給食調理業務の業者募集の案内をし、来年、年明けにプロポーザルによる選考委員会の審査を経て、2月15日ごろに入札、3月に具体的な準備を経て、4月10日から給食を開始したいと考えております」との答弁がございました。これに対して、「議決前の募集案内となっているが、どうか」との指摘がございました。この指摘に対して、「議決後、改めて募集案内等の作業を進めることといたします」との答弁がございました。

また、「民間委託を進めようとする目的は何か」との質疑に対し、「今回、民間委託を進める理由は、平成20年度から調理員の数が退職により、小学校17校で21名の体制になり、場合によっては、一人も正職員がいない事態が発生する可能性がございますので、安心できる体制にするためでございます」との答弁がございました。

また、「味つけについて、味見はできるが、味見をした結果、指示ができないのではないかと」との質疑に対して、「作業工程について学校栄養士と現場責任者が事前打ち合わせをし、当日の作業工程の途中で、計画に基づいて栄養士が調理現場で味見をし、味つけに関する指示は、現場責任者に対して行います」との答弁がございました。

また、「文部科学省の学校給食衛生管理基準によると、衛生管理責任者を定め、日常的な衛生管理が適正に行われているか確認し、結果を記録することとなっている。民間委託後は、調理室に入ってチェックできなくなるため、調理の責任者からの報告を後から受けることになるので、間接的な衛生管理になるのではないかと」との質疑に対し、「衛生管理責任者は従前と変わらず、学校栄養士が管理者となります。現場から、調理に関するさまざまなチェックの報告が上がってきますので、それを見ながら、疑問点については、現場等で確認し、注意をし、衛生管理についても従前どおりできると考えております。これらのことは栄養士の職務であると考えております」との答弁がございました。これに対し、「栄養士を衛生管理責任者にしても、実際は、委託業者任せになるという体制をつくるこ

とになるのではないかと」の意見がございました。

また、「教育委員会が示された、民間委託した場合の試算は、委託費を固定しているが、既に民間委託をしている他市では、契約を更新するごとに、委託費がだんだん上がっていく傾向が多いようだが、これについてはどう考えているのか」との質疑に対し、「民間委託を今後、年度ごとに二、三校ずつ進めてまいりたいと考えておりますが、特定の民間の委託業者が独占するという形にならないようにさまざまな工夫をし、競争意識を持たせることで品質を維持しつつ、価格をできる限り抑えていきたいと考えております」との答弁がございました。

審査を尽くしたところで、修正案が提出されました。その内容につきましては、10款教育費、5項保健体育費から、小学校給食調理等業務委託業者選定委員会委員謝礼3万4,000円を削除し、その相当額を14款予備費、1項予備費に増額する。またあわせて、債務負担行為の小学校給食調理等業務等委託事業を削除するというものでございます。

その提案理由としまして、「華城小学校、中関小学校の給食を民間委託すれば、これまでどおりの衛生管理ができなくなると予想されるので、給食の民間委託を1年間延期し、再検討するため」とのことでございます。

修正案についてお諮りいたしましたところ、「民間委託は、偽装請負の問題等があることや子どもたちに安心して安全なおいしい給食を供給することに不安を生じること。また、民間委託の経費が現状のままとは限らないなど、経費面においても、必ずしもメリットがあると言えないことから、民間委託はすべきではないので、この修正案に賛成する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、修正部分を除く原案についてお諮りしましたところ、全員異議なく承認した次第でございます。

したがいまして、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 次に、経済委員長の報告を求めます。中司経済委員長。

〔経済常任委員長 中司 実君 登壇〕

27番（中司 実君） ただいま議題となっております議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算（第4号）中、経済委員会所管事項につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては、県支出金において、担い手農地集積高度化促進事業費補助金が計上されているものでございます。これに伴い、大道の西畑農用地利用改善組合への補助金が歳出に計上されているものでございます。

当委員会といたしましては、特段御報告申し上げる事項もなく、執行部の説明を了とし全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して修正案及び原案について、一括して討論を求めます。7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 私ども日本共産党は、原案に反対、修正案に賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、この議案に関連して、執行部のやり方に極めて重大な議会軽視があるということ指摘しておかねばなりません。さきの教育民生委員会の審議の過程で、先ほど委員長報告にもありましたが、当局側は当初、まだ補正予算案が議会で可決されていないにもかかわらず、既に14日に業者に対する募集要項を配布しておったり、あるいはまた、最終本会議のきょうの午後2時に業者への現場説明を予定しておったりということをしていることが明らかになりました。

委員会でこれを指摘されると、募集要項は回収する、現場説明は議案可決後にする、このように訂正をいたしました。しかし、こうしたことの根底には、行革委員会の答申で、やることは決まっている、何を言われてもやることはやる、こういう姿勢が見え隠れしているような気がしてなりません。これまでの議員や市民からのさまざまな問題点の指摘に対しても、本当に真摯に耳を傾けていたのかどうか、疑いたくなるのは私だけではないのではないかと思います。

そもそも今回の小学校給食の民間委託は、人件費を中心とするコスト削減を唯一かつ最大の理由にしているわけでありましてけれども、これとて、向こう10年間は民間業者に委託するよりも、退職する調理員の欠員を新たな正職員の採用で補充した方が安上がりである、このことは当局も認めているとおりであります。しかも、先ほどの委員長報告にもありましたが、民間への委託料は、最初は契約を獲得するために安く抑えますけれども、その後は採算向上のためにだんだん値上がりする傾向にあることは、全国の先例を見ても明らかであります。

こうして見てきますと、将来にわたっても民間委託の方が安上がりだ、こういうことは決して言えない。つまりは、民間委託する唯一の、そして最大の根拠そのものが極めて不確実なものだと言わなければなりません。さらに、子どもたちに安全、安心、おいしい給食を提供するという一番大事な点でも、民間委託は多くの問題があることは、これまでたびたび指摘されてきたとおりであります。

偽装請負の問題もあり、市は直接現場での指示、監督ができません。当局は法令に抵触しないよう、毎日、業者の現場責任者と綿密な打ち合わせをする等々、いろいろと対策に苦心しているようでありますけれども、しかし、市の直営であれば、そんな靴の上から足をかくような面倒なことをしなくても、教職員や栄養士、調理師が直接相談し合って、よりよい給食をつくっていくために力を合わせる事が常にできるわけであります。

また、食育の面でも、民間委託は栄養士や調理員と子どもたちの心の通う触れ合いを遠ざけ、子どもたちが食について考えたり、学んだりすることを阻害することにもなりかねません。

以上、つらつら見てきますと、当局が給食の民間委託を推進しようとする根底には、コスト削減もさることながら、職員数の削減という、この行革の大方針、これが横たわっているような気がしてなりません。しかし、子どもは物ではありません。市の将来を担う、市民の大切な宝であります。ですから、せめて子どもたちに対してだけは、効率とか、経済性とか、そういうものを優先する考えを捨てて、金や人を惜しまない、そういう施策をしてほしい、こういう保護者や親たちの切実な声をこの際、行政は真摯に聞くべきではないでしょうか。

以上、私どもは給食の民間委託そのものに反対する立場から、原案に反対し、修正案に賛成するものであります。以上です。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） 民友会の馬野でございます。議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算（第4号）、原案賛成、そして修正案に反対という立場から討論させていただきます。その理由は4点ございます。

まず1点目、原案は小学校給食の一部を民間委託にするものです。小学校給食の一部民間委託は、皆さん既に御承知のとおり、第3次行政改革により、退職した給食調理員の補充をしない方針が打ち出され、退職した市調理員を補うため、臨時、パート職員で現在まで対応してまいりました。平成20年度においては、小学校給食の市調理員は17校の小学校で21名、さらに平成21年度には市調理員が17名となることから、20年度から病気やその他の事情で欠員が生じた場合、年休もとれない状況となってしまうのです。い

から1年間の延長をしたとしても、この状況が改善されるものではありません。むしろ、21年度には当初予定の民間委託する学校を一度に増やすことになり、安心・安全な学校給食の運営が、より確保、向上されることはないと思います。

2点目といたしまして、原案はこの不安定な状況を解消するものであり、小学校給食の調理、洗浄などの一部業務に限って、これを民間委託しようとするものであって、自校調理場方式を堅持することにおいては、従来の方法と何ら変わりはないわけであります。つまり、学校栄養士による献立の作成、地産地消の推進を重視した食材の購入・検収、調理の過程における味見、校長によるでき上がった給食の検食、学校栄養士等による食に関する指導など、学校給食が学校教育環境活動の一環として果たしてきた役割は、何ら変わりはありません。また、給食の根幹にかかわる安心・安全でおいしい学校給食の理念が揺らぐものでは決してありません。

3点目といたしまして、ある先進地におきましては、2校の小学校給食の調理業務をそれぞれ異なる2つの業者に民間委託する方法で委託業者間の競争となり、お互いが刺激合って、これが結果的に、おいしい学校給食との評価につながっていると聞いております。防府市においても、平成20年度、一部の小学校の給食が民間委託となれば、従来由市調理員による学校給食と中学校のセンター方式による給食の3つのパターンが予想され、相乗効果も期待できることは、たやすく想像できるところであります。

そして4点目として、さきの12月議会の一般質問でもありましたように、民間委託の請負が疑義の対象であると言われましたが、労働局等の見解や、当局の答弁内容のとおり、民間委託することに何ら問題はないと考えております。

これら4点を総合的に考えてみますと、これ以上いたずらに民間委託を延期することは、かえって小学校給食の正常なあり方に不安を与える事態を招きかねないと考えているわけであります。さらに、執行部におかれましては、これまで我々議員には、小学校給食の民間委託を実施することについて再三にわたった説明やリーフレットの配布及び一般質問の答弁でもされてきましたし、市民や保護者には市広報や小学校保護者へのリーフレットの配布など、PRに努められてきたところであります。

また、平成19年度予算において、2つの小学校の給食室改造工事など、推進計画を委員会に報告しながら、既に改造工事も終わっていると聞いており、このことからしても、このたびの委員会の結論は矛盾していると言わざるを得ません。さきに問題となりました執行部におかれて、事前に参加予定業者に対して案内書を送付したことについては、これを取り下げたと聞いております。これにつきましても前準備の作業として行っており、これが議会軽視に当たるものではないと考えておりますし、これをもって、これまで行って

きた議会の協議のすべてを無にすることは、議会の品格が問われるものであります。

なお、1点だけ指摘しておきたいものは、現場説明会をこの議会の最終日の午後に設定したことについては、可決を前提としたものであり、議会軽視と思われるも仕方なく、好ましいこととは言えません。現在の防府市学校給食センターの調理などの民間委託についても、委託することで大きな支障があったものではなく、むしろ生徒に実施したアンケートを見ても、おいしいという評価を得ていると聞いておりますし、センターを見学し、試食した本市あるいは他市の市民からも好評であると聞いております。既に試食された同僚議員の方々も同じ意見ではないでしょうか。

最後になりますが、民間委託した場合でも何ら不安もなく、おいしい給食がいただけることは、これからの21世紀の防府市を築く子どもたちに安心・安全な給食を提供してくれるものと確信をしております。執行部におかれましても、民間委託につきまして、今までの経験を生かし、公平でより厳しい審査のもと、業者選定を実施していただき、従来の自校直営方式と何ら変わることはない小学校給食を実現してくれることを望むとともに、行政改革に積極的に取り組んでいる中、議会がこれに反対するようなことは市民に誤ったメッセージを送ることになります。

以上で私は原案賛成、修正案反対の討論といたします。

議長（行重 延昭君） 10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 議案第98号平成19年度防府市一般会計補正予算、原案反対、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

教育長はこれまで、学校給食は学校教育の一環であるとの見解を述べてこられました。そうであるとすれば、給食調理を民間委託することによって、どのような教育効果が得られるのか、まずこれを明らかにすべきであると考えます。

また、私が華城小、中関小の保護者の方々にこの件に関し、お聞きしたところ、リーフレットがわかりづらい等、民間委託へ移行する旨の周知が十分ではなく、また、意見聴取も十分に行われておらないようであります。

また、昨今、食品偽装の問題が続出する中、利潤を追求しなくてはならない民間企業に委託することによる食の安全性に対する懸念を考慮される市民も多くいらっしゃいます。

行政改革の方針に反対するものではありませんが、以上の点から民間委託についてはさらに検討を要すると考え、原案に反対、修正案に賛成する旨、表明をいたします。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 議案第98号の一般会計補正予算について、教育民生員会の修正報告について、委員会での修正案提出者でもあり、修正報告に賛成の立場から討論を

いたします。

この一般会計補正予算の原案では、華城小学校、中関小学校の給食を来年度から民間委託するための準備経費として委託業者選定委員会の委員謝礼3万4,000円及び平成20年度から22年度までの3カ年の給食調理業務委託事業の債務負担行為9,900万円を定めております。修正はこれらを削除し、予備費でその差額を調整するものであります。

まず、給食の民間委託そのものが近年問題にされてきています。兵庫県丹波市や滋賀県湖南市は、偽装請負との関連で、それぞれセンターと自校方式という違いがありますが、いずれも当初計画していたことし9月からの民間委託導入を見送りました。兵庫県篠山市も当初計画していた給食センターの民間委託方針を先送りしています。防府市の給食民間委託も偽装請負の疑義があり、また他の自治体の教育委員会の決定を見ると、給食の民間委託方針を再検討すべきではないかと思えます。

また、民間委託となった場合、これまでは学校栄養職員が衛生管理責任者として実施してきた衛生管理の日常点検チェックができなくなり、衛生管理体制のマイナスが予想されます。さらに、これまで学校栄養職員が行ってきた味つけができなくなり、味見の感想を述べるだけとなり、給食の質の低下も懸念されます。

このまま民間委託を進めれば、3年間の契約となってしまいます。こういった問題が提起されているにもかかわらず、教育委員会は明確な答弁、明確な対応策を示すことなく、既定方針のように民間委託を実施する、これは大きな問題があると思えます。

また、この議案の議会議決前の12月14日に、登録業者に委託業者の募集要項を発送していることは、議会の議決権を侵害する議会無視の行為で、問題であります。この一連のスケジュールについて、教育委員会内部の伺で、決裁区分の乙として教育長、教育次長が決裁していることの責任も問われなければなりません。これについては10月3日の本会議で、水道局の業務委託で議会議決前のフライングについて論議されたばかりであり、この点も考えれば責任はさらに大きなものとなります。

修正により、給食の民間委託を1年間延期し、これらの課題について再検討することは意義深く、安全・安心なよりよい学校給食を目指すためにも必要なことであり、修正に賛成をいたします。

また、1年間延期し、提出されている問題の再検討をするという修正の趣旨を御理解いただき、議員各位の賛同をお願いするものです。

議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず教育民生委員会の修正案を起立により採決といたします。

教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第98号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立による採決といたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第98号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

議案第99号平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第100号平成19年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第101号平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第99号から議案第101号の3議案を一括議題といたします。

まず、教育民生委員会に付託されておりました議案第99号及び議案第100号について、委員長の報告を求めます。河村教育民生委員長。

〔教育民生常任委員長 河村 龍夫君 登壇〕

21番（河村 龍夫君） 議案第99号、議案第100号の2議案につきまして、去る12月17日、教育民生委員会を開催し、審議いたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正につきまして、最初に、議案第99号平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出において、平成20年度から実施いたします生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導の準備に要する経費等が計上されているものでございます。

審査の過程において、主な質疑につきましては、「特定健康診査が義務づけられたことで、今まで市が行ってきた基本健診は助成がなくなるため、事実上廃止となる。また、その費用を国保会計から拠出することになるので、保険料値上げにつながるのではないか」との質疑に対し、「特定健診は国の制度として義務化されたものでございます。平成

20年度から24年度までの5年間で一定の目標数値を決めまして、その目標数値の達成いかんにより、後期高齢者支援金に影響が生じることとなり、国民健康保険の保険料にも影響が出てくるところでございますので、目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

次に、議案第100号平成19年度防府市と場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、燃料費の価格高騰に伴う増額等を計上し、これらの収支差が一般会計からの繰入金で調整されているものでございます。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、2議案とも執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認いたしました次第でございます。

以上、当委員会に付託されました特別会計補正予算の2議案について御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 次に、建設委員会に付託されておりました議案第101号について、委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

26番（山田 如仙君） ただいま議題となっております議案第101号平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、去る12月17日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入では、ロックシティ防府の開業延期に伴う下水道事業受益者負担金の減額補正及び事業費の増加による市債の増額補正が計上されているものでございます。

また、歳出では、私道の排水設備設置申請が想定より多く出されており、その要望にこたえるべく、必要な管渠整備を行うための費目の組みかえ及び物件移転補償費の増額補正等が計上されているものでございます。

委員会といたしましては、特に御報告申し上げる質疑もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております議案第99号、議案第100号及び議案第101号については、関係各常任委員長の

報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 99 号、議案第 100 号及び議案第 101 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 102 号平成 19 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（建設委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 議案第 102 号を議題といたします。本案については、建設委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。山田建設委員長。

〔建設常任委員長 山田 如仙君 登壇〕

26 番（山田 如仙君） ただいま議題となっております議案第 102 号平成 19 年度防府市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、去る 12 月 17 日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経緯と結果について、御報告申し上げます。

今回の補正の主なものは、現在職員で行っている土曜日、日曜日及び休日、並びに平日の夜間に係る施設運転業務等の当直業務を民間業者へ委託するための債務負担行為の期間及び限度額の設定、また、これに伴う経費の支出が計上されているものでございます。

審査の過程におきまして、「今年度計上されている事前研修の費用負担は委託業者がすべきではないか、また、事前準備期間としては予算が高額ではないか」との質疑に対し、「防府市の事務処理方法の習得や、機器の使用方法の確認等に人員を割いて対応してもらうため、市で負担すべきものと考えております。予算額については、委託業者決定後に準備期間のスケジュール等を決定することになりますが、複数の方が対象となると予想しており、必要な額と考えております」との答弁がございました。

また、「経営努力の一環として民間委託への移行はよいことであるが、委託契約を締結する際には違法性がないよう、関係機関との連絡や調整を密にしてもらいたい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで本案についてお諮りしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。14 番、山本議員。

14 番（山本 久江君） 平成 19 年度防府市水道事業会計補正予算につきましては、日本共産党は反対の立場を表明いたします。

水道事業は、水質の安全管理、資源、水質の保全、料金などにつきまして、極めて高い公共性が求められております。将来にわたり、安全で必要な水を供給することが、事業のまさに使命でありまして、目的でございます。ですから、利潤追求には根本的になじまないものでございます。

今回の補正では、土曜、日曜、休日及び平日の夜間の料金収納と、当直業務などの施設運転管理等業務委託が債務負担行為として9,544万円、また、研修費等を内容とする委託料が287万7,000円計上されております。昨日、行政改革委員会から答申が出されましたが、今回の補正は水道事業の経営改善について市長が諮問を行い、まさに行革委員会で審議が行われている最中であるにもかかわらず、出されてきた予算でございます。一部業務を民間に委託するという重要な問題が答申を待たず出されております。

また、研修にかかわる委託料につきましては、委員会と審議の中では、人員や場所も未定でありまして、見積もり額の根拠もわからず、そもそも業務委託であれば、研修に委託料を払う必要はないのではないかと考えます。さらに、受託業者の能力を超える事故や災害の発生などへの対応も、市民に対する最終的な供給責任は自治体にあるわけですから、個々の業務への指示は偽装請負の可能性が高く、また何よりも住民の安全・安心、プライバシー保護などの専門性、継続性の確保が大きな課題となるものでございます。

よって、本補正予算につきましては反対の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 17番、藤野議員。

17番（藤野 文彦君） ただいま議題となっております議案第102号平成19年度防府市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成しがたい旨を表明いたします。

さきの本会議での一般質問で申し上げましたように、水道事業は市民の健康や、衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、また地域社会における経済・産業の発展を根幹から支えている、極めて重要な環境系社会基盤施設であり、1年365日、24時間体制で職員が責任を持って、安心・安全で清浄な水を供給することが、市民への最大のサービスであり、行政の責務だと考えます。

また、平日夜間、土日、祝日、年末年始休暇等の通常勤務以外の水道施設運転管理業務等を今回全面的に民間業者に委託されるということで、一層の不安を抱くところであります。責任者に対しての研修、研修場所の検討中等々、答弁内容でも不明確な部分も多く、安心・安全な給水はおろか、セキュリティの面においても、例えば料金システムを利用した場合、個人情報等がすべてわかるとともに、危うく外部への漏れなど、一番危機を感じるところであります。

よって、本予算案に反対の立場で討論いたします。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 議案第102号水道事業会計補正予算について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、来年度から通常の勤務時間以外の水道施設運転管理業務等を全面的に民間業者に委託するため、平成22年度までの債務負担行為9,544万円と、そのための研修に関する委託料287万7,000円とその関連予算であります。

まず、通常の勤務時間に職員がしている水道施設運転管理業務を勤務時間以外について民間業者に委託するとなれば、それを当直業務という言葉で表現しようとも、同一の業務を時間を変えて行っていることとなり、偽装請負の疑義が生じます。

今議会の私の一般質問では、偽装請負に該当しないと考えていると答弁されていますが、建設委員会の補正予算審議では委託料の明確な根拠を示すことができず、研修の人数は、今後労働局と協議して詰めていくという趣旨の答弁であったと思います。こんなあいまいで中途半端な補正予算は私の知る限り初めてであり、偽装請負であるとの指摘で慌てて労働局と協議して、明確な予算の根拠が示せないとは私には思えません。

このままの状況で業務委託の契約へ進むことは、随分危なっかしいもののように思われます。水道事業管理者は、財務部長時代には手がたい、石橋をたたいて渡らない、手がた過ぎるとまで言われた財務運営をされてきたのに、どうして現在は真反対の冒険主義を選択されているのか、理解に苦しみます。ここは慎重に政策決定をすべきではないかと思えます。

これまでは、民間委託の推進は経費の節減のため、万能のように言われてきた節があります。しかし、最近偽装請負との関連で、コンプライアンス、法令遵守が言われております。総務省の地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書が、ことし4月27日に総務省ホームページで公表されていますが、その第1章の民間委託等に関する基本的考え方では、4番目に「請負・準委任契約と労働者派遣契約との相違について」としてかなりのページを割き、巻末の参考資料には請負・準委任と労働者派遣の相違として、労働省告示第37号、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準が示されています。総務省が、間接的にはありますが、偽装請負について民間委託の推進に関する報告書の中で触れるように変化してきたことを、行政全体でもう少し研究すべきであります。

昨日答申があった水道の経営改善の答申では、こういった総務省の最近の動向に配慮していない、これまでどおりの業務委託論が登場しておりました。これは、委員に十分な資料提供をしてこなかった行革委員会事務局の怠慢であり、不誠実であるように私には思え

ます。

また、この行革委員会の答申を待たずして、補正予算案を提出したことは問題がありま
すし、本会議の質疑で指摘されなければ、議会の議決前に業者へ設計図書を配布されよう
としていたことは議会軽視であり、問題であります。

いずれにしても、このたびの業務委託に関する補正予算は、内容が十分に精査されてい
ないように思われますし、また、新年度進めようとする業務委託は偽装請負だけでなく、
セキュリティーなどのさまざまな問題点を抱えており、問題が多過ぎると感じます。

以上の理由により反対をいたします。

議長（行重 延昭君） 24番、馬野議員。

24番（馬野 昭彦君） 賛成の立場から討論します。

きょうはちょっと原稿をこの件はつくっておりませんが、大所高所からこの問題につい
て賛成を述べたいと思います。

まず、民間企業では当然のことながら、従業員を守るためにはリストラをやります。そ
して、消費者のために安価で安全なものを供給するというのが、これは当然経営者として
の最大なる責務であると思っております。そういった観点から物を申しますと、何といっ
てもその水道局という立場、これは非常に大きなライフラインということで、大事な要素
が、これはだれもが認めております。

しかしながら、委員会でも申し上げましたように、日本では水道は公共事業という立場
で物事を進めておりますが、ヨーロッパでは水道というのは民間企業がどんどん参入して
まいっております。日本の電気、ガスと全く同じ条件で、物事を遂行しているというのが
事実であります。

そういった観点から、私はさきの6月議会でも申し上げましたように、企業手当という
問題を取り上げました。これは、行革という意味合いではなくして、格差是正、あるいは
企業手当というものの拡大解釈を是正してくれということで取り上げました。そうします
と、執行部はじめ、組合幹部と鋭意努力されまして、その結果がきょうの朝日新聞にも載
っておりますように、10月1日から7,500円に減額、平成5年には2万
5,800円だったんです。それが1万5,000円下がり、2万5,000円下がり
という企業努力をしていることは、これは私は企業手当の拡大解釈という意味で当然のこと
だろうと思うんです。

しかし、今回、この民間委託をするということについては、これは私、一市会議員とし
て、一市民といたしましても、水道料金の経営努力というのは、水道管理者をはじめ、全
職員が一丸となってこのことを遂行するというのは当然であろうと思います。そのことに

よって民間委託が安全を守れないとかそういったことでなくして、今現在の水道の企業会計も形は黒字のことになっておりますが、実は私は、実質的には赤字であろうというふうに解釈しております。ですから、当然のことながらこのことを改革していくということは、私は多くの市民はこのことを望んでいるというふうに強く思うものでございます。

ぜひともこの問題を解決していただきたいということでありますし、先ほども申し上げましたように、民間委託の請負は疑義ということではないと思います。ただ、労働局の指導というか相談内容は、いろいろ提出する書類の中の文言をこうしたらどうじゃろうかという指導はあったというようなことで私は理解をしておりますので、これが違法であるということは断じて思っておりませんので、ぜひともこの問題についてはどしどし推し進めていただきたいということを強く思いまして、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第102号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第102号については、原案のとおり可決されました。

選任第6号防府市監査委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第6号を議題といたします。本件につきましては、一身上に関する事柄でございますので、和田教育次長の退席を求めます。

〔和田教育次長 退席〕

議長（行重 延昭君） 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第6号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。本案は、防府市監査委員の大木孝好氏が、12月21日をもちまして退職されることになりましたので、委員の選任についてお願いするものでございます。

大木委員には、平成14年12月から5年間にわたり、代表監査委員として本市の財務管理等に御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび、新たに委員としてお願いしております和田康夫氏は、昭和45年に防府市役所に入所されて以来、防府市の行政運営に携わってこられました。この間、農林整備課主

幹、高齢障害課長、健康福祉部次長、健康福祉部長、教育委員会教育次長を歴任され、本市の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有しておられ、監査委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 監査委員の独立性の保障というようなことが、実は以前から議論をされております。例えば、私が今持っております本は「官官接待と監査」という表題がついて、副題が「情報公開と市民オンブズマン」という形で、監査の問題、情報公開の問題、市民オンブズマンの問題など、さまざま触れておる本であります。著者は、自治省の官僚であって、宮崎県の総務部長、あるいは日南市長などになられた方でもあります。そういう形で市の行政にも詳しく、また地方自治のそういったさまざまな法にも周知をしておられる方でもあります。

その方が、これちょっと実は10年ぐらい前の本ですけれども、基本的な監査の独立性の保障ということについては、的確に述べられておると思いますので、私はこういう点について、執行部の御見解をお伺いしたいと思うんです。こういうふうに書かれております。

「監査委員は独立性の行政機関ではあるが、その独立性の保障が不十分なために、事実の客観的認証機関の機能を失って、政治的あるいは政策的判断機関になり、批判を受けている例がある。理由は、監査を受ける立場にある地方自治体の長の任免にかかわらしめていること、その長の部下、職員が、監査委員にずり上がっていることが挙げられている。この点については各方面から意見が出され、独立性を保障するための改革の提言もある」

こんな形で、基本的な監査委員の独立性の問題について触れられております。監査を受ける側が監査をする人を任命するという点については、これは普通に考えればやはり、大いに疑問が出されるわけでありまして。その中で、この著者は幾つかの方法というものを、この時点で提案をされております。

1つは、一定期間の職員のずり上がりの禁止ということでありまして。職員のずり上がりを一定期間認めないという方法、これは極めてぬるま湯的で保守的改善だけれどもというふうに言われております。これはたしか平成9年だと思っておりますけれども、それまでは県などが2人ほど有識者をお願いするときに、その1人はこういう規定がありましたけれども、現在はこういう規定はありません。しかし、やはり現職からのずり上がりというのは弊害があるというふうに思います。そうやって見ますと、今回はまさしくそのずり上がりでありまして、この辺についてどういうふうにお考えなのかお伺いをいたします。

防府市は、松浦市長になってからこれまで2度ほど監査委員のこういった任命を行って

おりますが、現監査委員は既に一度退職をされた、その前は消防長という役職におられたわけであります。その前の監査委員は、この方は現職でありましたけれども、議会議務局長という要職にあられました。そういったことを考えると、今回はそのずり上がりという点が、非常に色濃くあらわれた人事ではないかと思いますが、こういった点についてどうお考えなのか御見解をお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、この宮元さんという著者が言われていることは、2つ目の方法として、議会の直接選挙の方法ということを言われております。きょう、選挙管理委員会委員の選任が行われましたけれども、選挙管理委員は議員が選ぶという形になっております。そういう形で、これは実は地方制度調査会の議論の中で、地方議会代表がこれを主張した案だというふうに紹介をされておりますけれども、私たち議会の立場で言えば、この地方制度調査会の議論の中で地方議会代表が主張したというこの案は、なかなか理にかなっているのではないかと思います。いわば議会というチェック機関が、もう一つのチェック機関である監査委員を選ぶということを保障すると、こういったことについて、今回の考え方においてどう考えられたのか、以上の2点についての御答弁をお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 冒頭ありました、市長が任命することについては、これは制度上の、今の制度ではないかなと思います。一番後段の、議会が選任するということになれば、これは制度上の改正があればそれに沿っていくようになるのかなと、そのように考えております。

それから、いわゆる中立性を保つということで、外部監査委員制度が充実されてきましたけれども、その中にあっても外部監査委員については弁護士、あるいは公認会計士、あるいは税理士、あるいは10年以上行政経験を積んでいる者から外部監査委員をお願いするという制度があります。県内の状況を見ましても、常勤の監査委員につきましてはやはり職員、長年行政の職にあった者から選任をされている、いきなり外部から税理士さんを招聘したからとして、なかなか監査が実態としてしにくいところがあるのではないかなと、そういう配慮もありますし、加えて、前回平成10年ですか、監査委員の選任をお願いしたときには外部からの監査を、要するに内部監査として外部からの監査委員を招聘されたらどうだろうかという御意見もありまして、今回の選任に当たりましては、市長部局から監査委員の方の事務局にその制度のあり方についてもちょっと検討していただくようにという指示を出したわけでございます。

この後の議案に出てまいりますけれども、それを踏まえて、いわゆる外部からの目が見られるように、あわせて条例の改正について2人から3人にして、外部からの目がチェッ

クできるように、そういう手当てをして監査機能の充実を図っていきたいという監査委員からのお声でもありましたし、それを踏まえてこの後の後の議案等も提出したといったものでございます。

したがいまして、もう1回踏襲しますが、市長が任命することについては、これは制度上のことではないかなと。それから、今、行政の現役を任命することについては経験豊かな、実態として監査ができる方を選任せざるを得ないという点を踏まえて、内部からの登用をしたものでございます。ぜひ、制度が変われば、その制度に基づいて選任の方法を変えていきたいというふうに思います。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 監査委員の独立性ということで、外部監査の制度のことがあるといふふうに言われましたけれども、この辺は監査委員さんの問題であろうかと思えますけれども、防府市は住民監査請求を受けながら、外部監査制度を持ちながら、それをやってこなかった、そういった不十分さもありますし、それから、確かに市長のそういった任命権限ではありますけれども、過去2回の松浦市長の任命においては、そういった意味で一定の独立性が保障されるような人事ではなかったかと思えますが、今回はまさにずり上がりというような人事ではないかと思えます。この辺については大いに疑義があるということをお知らせしておきます。

それから、確かに議会がそういう者を選出するという制度にはなっておりません。なっておりませんが、そういうことを市の側として実質的に議会の方にあずけるというのか、観光都市、まだ観光になっておりませんが、そういうことをあずけるというような前向きな検討がされてもいいのではないかと、こういうことを意見として申し上げておきます。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 選任第6号防府市監査委員の選任について討論を行います。

監査委員の役割としては、決算の効率性、妥当性の審査もさることながら、合法性、公正性、公平性について監査することが大切であります。本市の場合、監査委員2名のうち、1名は有識者、1名は議員の中から選べることとなっておりますが、前者の有識者には退職公務員が充てられ、今回の選任についても、また同様であります。退職公務員が監査委員となる場合、特に現職から間を置かずに監査委員となる場合、終身雇用の延長線上にあ

ることから、執行部に不利となる決算上の非違を正すよりも、非違は内部で処理し、外部に公表することを避けようとする結果、監査委員の決算審査が形式的となるという弊害が専門家からも指摘をされております。

監査は、市民、納税者の立場に立って行われることが大切であり、監査委員は住民に行政に対する批判の材料を提供し、住民の地方行政に対する知識と信頼を深め、自治体に対する関心を喚起することで住民自治を具体化しなくてはならないとされております。そのためには、予算執行者からの独立性の保障が求められます。今後の選任に当たっては、これらの点を考慮されることを求める意見を付しまして、このたびの議案には賛成の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 本来なら、人事案件ですので反対すべきではないのですが、あえて同意しがたい旨、討論いたします。

御承知のように、やはり園問題では、施設に対する補助金の支出に関する違法、不当性が問われております。和田氏の経歴はお示しのとおりで、この間におけるまさに当事者であり、現在、山口地裁において訴訟中であります。

また、今、目の前に競輪場随意契約問題に係る住民監査請求が提出されております。これは、市長みずからの会社に係る問題でもあります。申すまでもなく、監査委員は市長から独立したもので、常に公正、普遍の立場を保持しなければいけません。こうしたことから、選任の対象から外すべきであり、同意しがたい旨、表明いたします。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

選任第6号について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、選任第6号については、これに同意することに決しました。

あいさつ

議長（行重 延昭君） ここで、12月22日付をもちまして防府市監査委員に就任されます和田康夫氏から、就任のごあいさつをいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔教育次長 和田 康夫君 登壇〕

教育次長（和田 康夫君） 一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、監査委員に選任していただき、その職務の重要性に身の引き締まる思いがいたしておるところでございます。地方自治における監査の重要性をよく認識し、法の精神にのっとり、今後、微力ながら、誠実に、公正に職務を遂行してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。（拍手）

選任第7号防府市監査委員の選任について

議長（行重 延昭君） 次に、選任第7号を議題といたします。本件につきましては、一身上に関する事柄でございますので、深田議員の退席を求めます。

〔25番 深田 慎治君 退席〕

議長（行重 延昭君） 理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第7号防府市監査委員の選任について御説明申し上げます。本案は、市議会議員のうちから選任いたしておりました平田豊民議員が、12月21日をもちまして監査委員を退任されることになりましたので、委員の選任についてお願いするものでございます。

平田議員には、平成16年12月から3年間にわたり、監査委員として本市の財務管理等に御尽力いただきました。ここに改めて、深く感謝の意を表する次第でございます。

新たに監査委員をお願いいたしております深田慎治議員は、昭和63年に市議会議員に当選されて以来、今期が5期目に当たられ、財務管理等につきまして、知識と経験が豊富な方でございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第7号については、これに同意することに決しました。

あいさつ

議長（行重 延昭君） ここで、12月22日付をもちまして防府市監査委員に就任されます深田慎治氏から、就任のごあいさつをいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔25番 深田 慎治君 登壇〕

25番（深田 慎治君） 監査委員就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、皆様方の全員一致での承認、まことにありがとうございます。大変な時期での監査委員ではありますが、防府市発展のために一生懸命頑張っていく覚悟でございます。どうか、皆様方の今後の御協力、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

議案第103号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議案第104号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

議長（行重 延昭君） 議案第103号及び議案第104号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第103号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、並びに議案第104号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、平成20年3月21日に美祢市、美東町及び秋芳町が合併することに伴い、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同日付で新たな美祢市を当該組合を組織する地方公共団体とするとともに、これに伴う組合規約の変更及び財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、それぞれお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第103号及び議案第104号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議案第105号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議案第106号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

議長（行重 延昭君） 議案第105号及び議案第106号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第105号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、並びに議案第106号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、一括して御説明申し上げます。

本2議案は、山口県市町総合事務組合において、平成20年3月21日から、美祢市萩市競艇組合を加入させ、並びに平成20年3月31日限りで熊南地域休日診療施設組合を脱退させ、及び市町総合事務組合が行う事務の一部について共同処理する地方公共団体を明確にするため、組合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、それぞれお諮りするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第105号及び議案第106号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議長（行重 延昭君） この際、監査委員所管にかかわる事項がありますので、あらかじめ監査委員事務局長山根君の出席を求めておきました。御了承お願いいたします。

議案第107号防府市監査委員に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第107号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第107号防府市監査委員に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、内部監査機能の充実を図るため、識見を有する者のうちから選任される監査委員を1名、非常勤の監査委員として増加し、監査委員の定数を現行の2人から3人にしようとするものでございます。

また、これに伴いまして、識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員の報酬等の額を定めるため、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正もお願いするものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 何点か、ちょっとお尋ねをいたします。

1つは、今、壇上からありましたけれども、提案に至る経緯と提案の理由ですね。この議案に示されております提案理由は、3人とするため提案するというので、確かに3人にするための提案ではありますけれども、これではちょっと提案の理由というのか、真意がよくわからないわけでありまして、したがって、内部でどのような検討をこの間されてきたのか、いつごろからこういう検討がされてきたのか、その提案に至る経緯と提案の理由について、いまして詳しく御説明をお願いいたします。

それから、2つ目は、最終本会議にこういう形で議案が提出されるということについて、非常に戸惑いを覚えるわけでありますけれども、そして、提出された後も、この提出された議案を見ても、ごく簡単な新旧対照表ぐらいしかなくて、各市の実情だとか、こういったような議案参考資料というようなものもお示しになっておりませんが、そういった意味で、本来ならばこういうものは12月3日の時点で審議できるように出されるべきではなかったかと思うんですが、こういうようなスケジュールになった理由をお聞かせ願いたいと思います。

3番目は、提案の理由と重なるわけでありますが、この提案により、どういう点が今後期待できるのか、これについてお示し願いたいと思います。

これに関連いたしまして、決算特別委員会で議論になりました競輪の、例えばお茶をめぐらる問題のような、そういった財務規則の運用が正しいのかどうかというような問題は、今回の提案の中で、今後、そういうことができるのかどうか、これについてお伺いします。

それから、識見を有する者としてどういう方を想定されているのか、弁護士であるのか、公認会計士であるのか、税理士であるのか、この点についてお示し願いたいと思います。

それと、別表の中で月額9万円というふうに書いてあります。この9万円というのはどの方を想定したものになるのか、多分弁護士さんであれば、9万円でなかなか受けていただくのは難しいのではないかと思います。この辺の問題について、それぞれ弁護士さんであればどれぐらいの費用負担がよその自治体ではあり得るのか、こういったことなど、公認会計士であればよその自治体ではどれぐらいの月額を支払いされているのか、こういったことなど、ぜひ御答弁願えればと思います。

あわせて、税理士、公認会計士、弁護士、それぞれいろんな資格というのか、違うわけですけれども、税理士であればこういうような監査ができる、公認会計士ではこういう監査ができる、弁護士であればこういう監査ができる、こういったことも比較検討されなければならないと思うんですが、こういうことについてはどういうふうにお考えなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

以上、よろしく御回答いただきますようお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 監査委員事務局長。

監査委員事務局長（山根 憲二君） ただいまの御質問についてお答えいたします。5点ばかりありましたけれども、それぞれでなくて一括になるかもわかりませんが、その辺は御了承願いたいと思います。

今回の議会での追加議案という理由につきまして、あるいはこの時期になぜ提出されたか等々含めまして御説明を申し上げます。

今回、監査委員の退職の申し出がございました。それを受けまして、今後の監査体制のあり方について検討いたしました。その結果、最近のいろいろな社会情勢とか、ことし6月に財政健全化法が公布されまして、一部は来年度から、全体的には平成21年4月から実施ということになっております。そういった法改定に伴う新たな対応や、住民監査請求への対応、あるいは県内他市の監査委員の選任状況等を調べまして、そしてさらに、以前から議員さんの方からも非常勤の行政職員OB以外の監査委員の増員をとというお話もありましたので、それらを総合的に検討した結果、監査体制の充実を早期に図る必要があるという結論になりまして、今回に至りました。また、監査委員の方からも、監査体制の充実をとという御意見もいただいております。

そこで、年度当初の4月からの監査体制の充実を考えますと、3月議会に選任議案を上程する必要もございまして、そのためには今回の議会中に、まず条例の改正をしておく必要がありますので、今回、議案の上程に至ったものでございます。

各市の状況もいろいろ参考にしましたが、県内で人口10万人以上の防府市程度の他市を比べますと6市ほどございます。それで、周南市と防府市が、監査委員が2人体制でございます。下関市につきましては、これは政令で定める都市ということで、人口25万人以上、これは4人と定められておられますので、4人となっております。宇部市さんが3名、山口市3名、岩国市3名ということで、周南市さんは先ほど申しましたけれども、防府市と現在も同じ2人でございます。

下関市、宇部市、山口市、岩国市の状況を見ますと、識見の非常勤の方はすべて税理士、または税理士の資格を持った方が選任されておられます。防府市の、私たちの方も、以前から監査体制につきましては最近の情勢もいろいろ変化しておりますので、そういった経営関係にも専門的な知識を持った方を増員をお願いして、新たな観点から監査する必要があるのではないかと考えておりました。

それで、今後どういったことが期待できるのかということでございますけれども、そういった新たな経営感覚を持った、そういった観点からも監査をしていただけるものではないかというふうにも思っております。

それと、9万円の根拠はということでございますが、先ほど他市の状況を申し上げましたけれども、下関市さんが10万円、宇部市さんが9万9,000円、山口市さんはちょっと勤務体系が、週2日は確実に来ていただくということで25万5,000円、岩国市さんが10万円となっております。それらをいろいろ参考にしまして、最終的に9万円ということをお願いしたわけでございます。

どういった方を選任される予定があるかということでございますが、先ほど言われまし

た弁護士、公認会計士、税理士等、考えられますけれども、一応、他市の報酬を参考にいたしまして9万円ということで設定させていただいておりますので、その報酬との関連もあります、今から協議をして、来ていただける方を私たちの方でお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 一つは、弁護士さんのような方に、例えば財務規則のそういった運用の問題だとか、そういうことを考えれば、私はむしろ税理士ではなくて弁護士の方がいいのではないかということをおもうわけでありませう。

それから、先ほど御答弁の中で、財政健全化法だとかそういうことの問題ということも言われました。そういうことでいけば、税理士さんというよりはむしろ公認会計士の方にお願いするというのが、今後の防府市の行財政ということをお考えればむしろ必要にはなるのではないかという気がいたします。

既に税理士さんが入られているところも、そういう形で財政健全化法が平成21年から全面適用という形になれば、今後それをにらんだ、またそういった監査の強化ということが出てくるわけでありませうが、そういった点で防府市のその辺の対応は後追いというのか、ちょっとおくれてそういう形でするのであれば、少しこれから先を見て、多分よその市も税理士さんから公認会計士という形になっていくのではないかと思いますし、たしか山口県は公認会計士ではなかったかと、ちょっと違っているかもしれませんが、そうだと思います。

その辺について、公認会計士さんとか弁護士さんであれば、よその市とかそういう形でどのような報酬を払われておられるのか、そういうことを比較検討されていないのか、よその市が税理士さんだからうちもというのでは、何か非常にそれは後追いの行政というのか、新たにやるときにはやはり後からやるもののそういう有利さを生かして、いろいろと検討すべきだと思うんですね。この辺についてどういう数字になるのか、ちょっとお示しを願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 監査委員事務局長。

監査委員事務局長（山根 憲二君） 税理士さんでなくて公認会計士さん等の方が、あるいは弁護士さんの方をお考えられたらどうかということでもございましたけれども、私たち、県内、あるいは全国の大体の状況をいろいろ調べたわけなんです、常勤監査委員がおられて、3人体制で、非常勤の監査委員がおられる、その非常勤の監査委員の方はほとんどが税理士さんということでもございまして、常勤の監査委員がおられなくて非常勤の監査委

員さんが代表監査委員となっておられるところにつきましては、税理士さんとか、先ほどありました市のOBとか、そういった方がなっておられますけれども、弁護士さんとかいうのは全国的には余りおられないと、ほとんどおられないような状況でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 委員会付託になるということでありますので、ぜひ委員会では先ほどお示しいただいたものは委員の皆さんに表のような形でお示しして、ちょっと私、幾つかメモをとりましたけれども、メモに間違いがあるかもしれませんので、調べておられればそういうものを表として、また弁護士とか公認会計士だったらよそはどうなっているのか、当然お昼の休憩時間もありますからぜひ調べられて、委員会ではきちんとした、また議論をいただくようお願いいたしまして、この質疑は終わります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りをいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第107号については、総務委員会に付託と決しました。

したがいまして、ちょうど昼でございますので、総務委員会を午後1時より開催いたしますので、関係の方は3階全員協議会室にお集まりください。ここで暫時休憩といたします。なお、再開につきましては放送にて御連絡申し上げますので、また本会議場に御集合ください。

午前11時55分 休憩

午後 3時49分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に総務委員会が開催されましたので、これより委員長の報告を求めます。松村総務委員長。

〔総務常任委員長 松村 学君 登壇〕

9番（松村 学君） ただいま議題となっております議案第107号防府市監査委員に関する条例中改正について、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本案は、内部監査機能の充実を図るため、識見を有する者のうちから選任される監査委員を1名、非常勤の監査委員として増加して、監査委員の定数を現行の2人から3人とし、これに伴い、報酬等の額を定めるため、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正を上程しているものでございます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「このたびの非常勤監査委員の増員は、現行の体制の制度的疲労と考えるのかどうか」との質疑に対し、「現行の体制で十分機能していると考えていますが、財政健全化法が施行されて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標の審査をする必要が生じ、また、バランスシート、損益計算書、資本変動表など、あらゆる面からのチェックが必要となりますので、監査委員の充実をお願いするものでございます」との答弁がございました。

また、「包括外部監査制度を導入した方が効果的ではないか」との質疑に対し、「県においては導入が義務づけられていますが、市町村では全国で13団体程度への導入であり、費用的な面から難しい状況でございます」との答弁がございました。

次に、「金額的には税理士を想定しているように見受けられるが、どうか」との質疑に対し、「お願いするに当たっては、弁護士、公認会計士、税理士などの団体に公平をお願いをしたいと考えております」との答弁がございました。このことに関連して、「経費はかかっても、効果の上がる、ふさわしい方をお願いすべきだ」との指摘がございました。

審査を終え、討論において、「外部からの非常勤監査委員の選任に反対するものではないが、何人の増員が適切か、その効果はどうか精査して上程すべきで、もう少し時間をかけるべきである」との意見と、「財政健全化法の公布に伴い、新たな公会計制度への対応など、事務量が増えるので、専門の方に入ってもらうことは他市の状況からも必要と考える」との意見がございました。

委員会としましては、賛否双方の意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 議事進行についての動議を提出いたします。

本案につきましては、現時点での改正については、以下に述べるような理由から、総務委員会に再付託の上、閉会中の継続審査に付されることが適切であると考えます。

第1に、委員会審査で明らかになりましたが、12月3日に監査委員から退職の申し出があったことが直接の要因とされ、12月14日の議案発送を考えれば、実質の検討はわ

ずか四、五日であり、十分に議案として練れていないものであり、さらに検討を要すると考えるからであります。

第2に、財政健全化法の施行などからの要因もありますが、この点では、弁護士、公認会計士になっていただくことも必要と考えられます。全国的には人口10万から25万の都市では弁護士14人、公認会計士24人、税理士74人となっていると答弁され、全国の類似都市の3分の1が弁護士または公認会計士であります。しかし、弁護士、公認会計士ではどの程度の報酬になるのか、資料が準備されておらず、答弁できませんでした。こういった点もさらに検討が必要であろうと思います。

第3に、きょうの議会で決めなくても3月議会の初日に議決されれば、4月からの実施に間に合うと考えられます。

以上の理由から、総務委員会再付託の上、閉会中の継続審査にされることをお願いするものでございます。

議長（行重 延昭君） ただいま28番、田中議員より動議が提出されましたが、所定の賛成者はありますでしょうか。賛成者は御起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。12番、大村議員。

12番（大村 崇治君） 暫時休憩をお願いします。

議長（行重 延昭君） 休憩の理由は。

12番（大村 崇治君） 動議が出ましたから、それぞれ持ち帰り、協議したいと思いますが、よろしく。

議長（行重 延昭君） 休憩の要求がございましたので、ここで10分間ほど暫時休憩をいたします。それぞれ御協議、お願い申し上げます。

午後 3時55分 休憩

午後 4時 4分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり、決定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 20番、今津議員。

20番（今津 誠一君） 先ほど総務委員会が開催されまして、この条例案について審

議がされました。その結果、委員会として、僅差ではありましたが、原案賛成の結論に至りました。ただいま、閉会中の継続審査の動議がありましたが、これには賛成することはできません。反対の意思を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 御異議がありますので、起立による採決といたします。本動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第107号については、総務委員会に再付託の上、閉会中の継続審査にされたいとの動議は否決されました。

質疑を終結して討論を求めます。10番、伊藤議員。

10番（伊藤 央君） 議案第107号防府市監査委員に関する条例中改正について、賛成の立場より討論をいたします。

監査機能の強化を図るには、監査委員の増員が、その有効策とは見られていないのが多くの専門家の考え方のようにあります。単に人数を増やせば機能強化になると考えるのであれば、市民の目には実効性に欠けるパフォーマンスと映ることも否めません。事務局の体制強化、委員の独立性の保障、専門的知識を有した公認会計士や弁護士の起用、公正性の導入など、制度改正等が監査機能の強化を図るための有効策として挙げられており、これらについても検討をされ、さらに公平、公正な市政運営が行われるよう監査機能の強化が図られることを要望しておきます。

また、今回の議案上程に至る経緯、また上程の仕方にも問題があることを指摘いたしておきます。委員会で求められた資料が提示されない、はっきりした根拠、効果も示されない、質疑に対する十分な答弁もない、こういったことでは議案の内容について効率的な審議が困難であります。議会軽視というよりは、市民に対して失礼なことであります。これらについても真摯に対応していただくよう求めておきます。

以上の点を問題視し、委員会では反対をいたしましたが、副委員長という立場もあり、委員会での採決を尊重し、本会議では賛成の態度を表明いたします。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） ただいまの議案第107号防府市監査委員に関する条例中改正について、反対の立場で討論をいたします。

先ほどの委員会におきまして、実は、「この問題についてはどういう経過で2名を3名にするといったことがあったのか」という質問に対して、「総合的に検討した結果こうなりました」という返事がありました。そこで、「総合的検討の結果についての記録があれば、それを提示願いたい」と言ったところが、「総合的検討の結果の記録は一切ありません

ん」ということでございました。したがって、その内容がどういうもので検討されたか、例えば2名が3名になったのは、どういう結果によってなされたのかという記録がございませんので説明のしようがありませんということ。

また、私は外部監査に対して、導入することは大賛成でございますけれども、それが税理士なのか、公認会計士なのか、弁護士なのか、その辺のところをきちんとした精査をしているのかという質問に対しても、それは十分な精査はしておりませんというふうな回答でございました。

かくのごとく、内容について詳しい、いわゆる精査をされたことはございません。それも我々にも提示できません。そういう状態でこの議案を認定してほしいということは、ちょっと難しい問題であるというふうに思います。

したがって、この議案についてはじっくりと精査をされて、まだ十分時間はございますので、精査をした後に決定すべきであって、継続審査をしていただきたいというふうに、私の方は反対討論にしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第107号については、委員長の報告のとおり、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第107号については、原案のとおり可決されました。

意見書第2号地域の入院医療を守り、安心して暮らせるための医療、介護、福祉施策の充実を求める意見書について

議長（行重 延昭君） 意見書第2号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。4番、斉藤議員。

〔4番 斉藤 旭君 登壇〕

4番（斉藤 旭君） それでは、意見書第2号地域の入院医療を守り、安心して暮らせるための医療、介護、福祉施策の充実を求める意見書の説明をさせていただきます。

昨年6月に成立した「医療制度改革関連法」は、患者の視点に立った医療提供体制の構築、医療費適正化の推進、新たな高齢者医療制度の創設等を柱としており、安定的で持続可能な医療保険制度の堅持を目指すとされています。

しかし、この改正により、今後6年間で現在38万床ある療養病床のうちの23万床が

削減されることとなります。これを山口県に当てはめると、6,400床が削減されることとなり、昨年10月からは医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、「医療の必要度」が低いとみなされる患者の食費・居住費が保険給付から外されることになりました。

こうした療養病床削減のための諸施策は、単に療養病床のみの問題ではなく、療養病床は急性期病院の受け皿として地域の中で重要な役割を果たしており、救急医療から回復期、維持期へという病床連携の中でこそ、地域の入院医療は完結すると考えられます。

これらのことにより、医療費抑制はできたとしても、いわゆる「医療難民」「介護難民」の増加が懸念されています。

また医師不足や、診療科の地域偏在は喫緊の重要課題であります。

よって、国におかれては、国民皆保険制度を維持され、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるようにするため、次の事項について要望するものであります。

1、国民が安心して暮らせるよう、医療、介護、福祉制度や施設の基盤を充実させること。

2、地域の基幹病院における医師、診療科の確保、必要な病床を確保するなど、安心、安全な医療を保障するための諸施策を国の責任で行うとともに、地域ケア体制整備構想に反映させること。

3、医療制度改革の内容について、特に新たな負担等、生活に直接影響を及ぼすことについては、住民にわかりやすい説明を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第2号については、原案のとおり可決されました。

意見書第3号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について

議長（行重 延昭君） 意見書第3号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。4番、斉藤議員。

〔4番 斉藤 旭君 登壇〕

4番（斉藤 旭君） 続きまして、意見書第3号保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の説明をさせていただきます。

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されてきており、その結果として医療費を抑制する効果があることが「8020運動の実績」で明らかとなっております。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し、保険で歯科診療を受けにくくなっており、「国民生活基礎調査」（厚労省）によると、「歯が痛い」「歯ぐきのはれ・出血がある」「かみにくい」など、歯科疾患の自覚症状がある国民の3割が通院を控えており、また、「家計調査年報」（総務省）でも、歯科の医療費を「選択的医療費」として位置づけて、「ひどい歯痛のとき」や「歯が強くしみるとき」しか受診しない傾向が示されています。このように国民は、患者負担を減らしてほしいと切望しております。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、保険でよりよくかめる入れ歯をつくることや、歯周病の治療・管理をきちんとしていくことが難しくなっています。その上、歯科では過去30年にわたり新しい治療法が保険に取り入れられていません。こうしたことから、「保険のきく範囲を拡げてほしい」ということは、患者・国民の一番の願いだと言えます。

よって、医療に必要な予算を確保し、患者負担を増加させることなく、保険でよりよい歯科医療を提供できるよう要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきます。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号については、原案のとおり可決されました。

意見書第4号森林・林業・木材産業施策の推進を求める意見書について

議長（行重 延昭君） 意見書第4号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。17番、藤野議員。

〔17番 藤野 文彦君 登壇〕

17番（藤野 文彦君） 我が国国土の3分の2を占める森林は、地球温暖化防止や国土の保全、水源かん養等「緑の社会資本」として広く国民に恩恵をもたらしているとともに、山村地域存立の基盤となっており、その整備に関する国民や地域の期待は極めて大きいものがございます。

しかし、長引く国産材需要の減少は林業生産活動の停滞を招き、林業従事者の減少・高齢化が進行し、このような林業の停滞が続くとすれば手入れ不足の森林が増加することが強く懸念されております。特に厳しい状況にある奥地水源林、保安林等の整備については、担い手を所有者のみに期待することは困難な状況にあります。

また、山村地域において森林整備を推進していくためには、必要な林道等の路網を整備し、持続的な林業生産活動の中心とした山村地域の活性化を図っていくことが極めて重要となっています。

このような中で、昨今の世界的な木材需要の増加や加工技術の向上などにより国産材の用途が広がり、国産材の価格や自給率に回復の兆しが見られます。今こそ、充実しつつある資源を活用し、林業の活性化につなげる絶好の機会といえます。

そこで、今年から展開される「美しい森林づくり」を推進するために、記述の6点について実現がされるよう、強く要望するものでございます。皆様方の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

あいさつ

議長（行重 延昭君） この際12月21日付をもって、防府市監査委員を退任されます大木孝好氏、平田議員御両名から、ごあいさつしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。大木監査委員。

〔監査委員 大木 孝好君 登壇〕

監査委員（大木 孝好君） 貴重なお時間に、また、ただいま監査委員条例の委員会審議等で大変お手を煩わし、また大変お疲れのところを、私の退職のごあいさつをさせていただく機会を与您いただきまして、厚く御礼申し上げます。

昨年12月市議会定例会におきまして監査委員再任の御承認をいただきながら、このような時期に1年で退職いたしますことは、まことに心苦しく、申しわけない気持ちでいっ

ばいでございます。監査委員として務めさせていただきましたこの5年間、職務の重責に非力な私が日々職務に精励できましたのも、ひとえに皆様方の温かいお力添えがあればこそと存じます。ここに深く感謝申し上げる次第でございます。

また、きょうまでの不行き届きは幾重にもお許しをいただきまして、今後とも相変わらず御交誼を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、防府市の限りなき発展を祈念いたしますとともに、皆様方がいつまでも御健勝で、本市発展のため御活躍されますことを心からお願い申し上げまして、甚だ意を尽くしません。退職のごあいさつとさせていただきます。本当にいろいろとお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議長（行重 延昭君） 平田議員。

〔15番 平田 豊民君 登壇〕

15番（平田 豊民君） 退任に際しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今、監査委員の大木様も申し上げられましたように、任期途中に一身上の都合とはいいながら、こういう皆様方に御迷惑をかけましたこと、心からおわび申し上げます。

3年間の在任でございましたが、やはり中には辛いなと思ったことは2回ございます。きょうお二方、新しく着任なさった監査委員の方々、今、防府市は大きな課題を提出されております。体調を崩されずに、健康管理に目を配りながら、しっかり防府市を導いていただきたいと思います。

本当に、3年間でございましたが、ありがとうございます。お世話になりました。（拍手）

議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもちまして、平成19年第5回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございます。大変お疲れさまでございました。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月21日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 本 久 江

防府市議会議員 平 田 豊 民